

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2008年度第1回常任委員会議事録

1 日時：2008年4月22日(火)午後4時から午後9時30分まで

2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局

3 出席者の確認

常任委員総数6名のうち、6名の出席をもって常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：堀江良彰

NGOユニット：橋本笙子

外務省：伊藤直樹

日本経団連：斎藤仁

財団：加藤広樹

学識経験者：中村安秀

アドバイザー

広島県：橋本康男

理事

代表理事：長有紀枝

オブザーバー

外務省：青山、高根、小野田

広島県：前田、宮谷

AAR：坪井

ADRA：伊丹、神田

HFHJ：西島

ICA：伊藤

IPAC：池上

JADE：白川

JEN：木山、平野、大野

KnK：森田、栗林

NICCO：折居

PWJ：山本

SCJ：宮下、山本、吉田

WVJ：坂

学生ネット：古谷

日立プラントテクノロジー：福田

4 座長の選出

本会座長として、堀江良彰氏を全会一致で選出した。

5 第一部：審議事項(事業計画)

- (1) 第一号議案：イラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる事業計画の承認

SCJ:「ヨルダン北東部・南西部における就学前イラク人・ヨルダン人幼児の緊急教育支援事業」(政府支援金)

事務局より、助成審査委員会による「再提出」の答申が報告された。

- (2) 第二号議案：スリランカ人道支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

SCJ:「トリンコマレ帰還民緊急教育支援事業」(政府支援金)

承認。

- (3) 第三号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JADE:「パキスタン・ムザファラバード県内IDPキャンプにおける被災弱者に対する自立とエンパワーメント支援3」(民間資金)

承認。

なお、JPF助成金の出金は事業の開始時期に合わせて行うこと。

6 第一部：審議事項(組織運営)

- (1) 第一号議案：常任委員長の選任

審議の結果、常任委員長として、堀江常任委員を選任することを全会一致で可決した。

- (2) 第二号議案：アドバイザーの委嘱

審議の結果、2009年3月31日までを任期として、以下4名にアドバイザーを委嘱することを全会一致で可決した。

金田晃一：(株)大和証券グループ本社CSR室専任担当

神尾由恵：(財)イオン環境財団イオン1%クラブ事務局長

橋本康男：広島県総務局秘書広報部国際課長

日比野亨：(社)日本経団連社会貢献担当者懇談会委員

7 第一部：協議・報告事項(組織運営)

- (1) 2008年度の事務局運営について

事務局長より、2008年度事務局運営の方針について所信が述べられた。

- (2) 次期理事会の体制について

次期理事会の体制について協議した。

- (3) 新規加盟NGOの勧誘について

新規加盟NGOの勧誘について協議した。

- (4) ひろしま国際貢献“ We ”プロジェクト(ひろしま版プラットフォーム)について

事務局より、ひろしま国際貢献“ We ”プロジェクト(ひろしま版プラットフォーム)について2

007年度実績の報告がなされ、2008年度事業展開の方針のあり方について協議した。

- (5) 助成カテゴリー変更の資格要件について
助成カテゴリー変更の資格要件について協議した。
- (6) 2007年度事業報告について
事務局より、2007年度事業報告について原案の説明がなされた。

8 第二部：審議事項

- (1) 第一号議案：2007年度第12回常任委員会議事録の承認
事務局より、2007年度第12回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。
- (2) 第二号議案：東ティモール人道支援にかかる事業報告および収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
KnK：「ディリ市内における青少年への人道・教育支援」(政府支援金)
承認。
なお、事業実施にあたり自己財源を充当した項目について追加資料を提出すること。
- (3) 第三号議案：ペルー地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
ICA：「中南部農村地域における初動調査および緊急物資配布事業」(政府支援金)
承認。
- (4) 第四号議案：スマトラ島南西沖地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
KnK：「スマトラ島南西部沖地震被災者支援初動調査事業」(政府支援金)
承認。
- (5) 第五号議案：固定資産の処理の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
固定資産の除却
ア) PWJ：「ディリ市内および地方における国内避難民支援事業」(政府支援金)
承認。
イ) PWJ：「ロファ州における住環境整備事業」(政府支援金)
承認。
固定資産の保管
PWJ：「ロファ州における住環境整備事業」(政府支援金)
承認。
- (6) 第六号議案：助成審査委員の選任
審議の結果、助成審査委員として、JANIC下澤嶽氏およびJICA橋口道代氏の選任を全会一致で可決した。

(7) 第七号議案：JPF事業の実施期間の承認

外務省より、JPF事業の実施期間のうち政府支援金を活用する場合の方針について、概要以下の説明がなされ、審議の結果、常任委員会は、JPF事業の実施期間のうち政府支援金を活用する場合の方針について、外務省同説明に則って運用することを全会一致で承認した。

<説明>

自然災害による被災者支援の場合

従来通りとする。

紛争等による難民・国内避難民支援の場合

紛争等による難民・国内避難民支援は、複数年(原則3年)とするが、難民・国内避難民の帰還状況等を踏まえつつ、毎年、継続の必要性について検討する。

ただし、複数年事業を実施するにあたっては、以下の条件を満たすこととする。

ア) 国際社会としての支援の緊急性。

イ) 日本による支援の外交上の重要性。

ウ) JPF参加NGOが複数参加し、JPF事務局が同複数団体の調整役としての機能を果たすことが可能であること。

1事業の期間設定

原則、1事業の期間は6ヶ月とする。

から までを踏まえ、イラクならびに南部スーダンに関する各人道支援については以下のとおりとする。

ア) イラク難民人道支援(シリア)およびイラク避難民人道支援(ヨルダン)

外務省は、JPFの要請を踏まえ、複数年で柔軟に対応する。

イ) イラク人道支援(イラク国内)

JPF助成(政府支援金[イラク補正予算])を活用して、現在JENが遠隔操作でバクダッドにおいて実施している学校修復事業については、JPFの政府支援金が終了した段階で、JPFとしては終了させる。なお、JENがイラクでの事業の継続実施を希望するのであれば、外務省は、モニタリング実施を前提に、日本NGO連携無償資金協力(N連)で対応する。

ウ) 南部スーダン支援事業

2009年3月末まではN連で実施し、2009年4月よりJPF事業として対応する。基本的には2011年まで継続することとするが、毎年の難民の帰還状況や支援ニーズ等を踏まえ対応する。1事業期間は原則6ヶ月(あるいは雨季を想定して1年まで)とし、次期事業の妥当性をチェックしつつ事業を継続していく。

2009年4月にJPF事業を再開するまでの間は、JPF事務局員による連絡調整業務は実施しないことを原則とする。ただし、連絡調整業務を行うに際しての準備作業については、状況に応じて柔軟に検討する。

(8) 第八号議案：イベント共催の承認

事務局より、「伝えたいことがある ～シリアのイラク難民たちの物語～」と題する報告会を、4月30日午後5時より国連大学でUNHCR駐日事務所および日本UNHCR協会と共催したい旨の要請がなされた。審議の結果、同報告会についてJPFが共催することを全会一致で承認した。

9 第一部：協議・報告事項

(1) イラク難民人道支援(シリア)およびイラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる進捗状況の報

告について

事務局より、イラク難民人道支援(シリア)にかかる活動のための情報収集およびイラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる第1期モニタリング結果について報告がなされた。

JEN平野氏より、イラク難民人道支援(シリア)について、事業計画を1年間とする申請が可能となるよう対応計画策定の要請がなされた。

- (2) NGOユニットによるODA改革提言WGの進捗報告について
NGOユニットによるODA改革提言WGを代表してNICCO折居氏より、JICAと日本国内における連携、支援現場における連携ならびに初動対応期および復興から開発への移行期における連携の可能性について、意見交換を行った旨の報告がなされた。
- (3) 経営戦略委員会の進捗報告について
事務局より、経営戦略委員会による議論を経たJPF説明資料第1案の説明がなされた。5月29日開催の2008年度第1回理事会における報告に向けて、次回常任委員会で改めて協議することとした。また、同じく提案がなされた「常任委員・NGOハイレベル会合(仮称)」については、代表理事主催の懇親会のような企画を検討するよう経営戦略委員会へ指示した。
- (4) 助成カテゴリー変更の資格要件について
座長より、助成カテゴリー基準(ガイドライン)の文言解釈を整理する必要性が認められるので、ガイドラインWGへ対し早急に解釈案をまとめるよう指示し、同案をもとに継続協議を行うこととする旨の報告がなされた。
- (5) 企業との連携報告について
事務局より、書面をもって企業との連携について報告がなされた。
- (6) 書面による報告について
事務局より、書面をもって、以下の事項の報告がなされた。
政府支援金および民間資金財務状況の報告
事業計画変更の報告
メール審議結果の報告
JPF事務局審議結果の報告
メディア報道の報告
JPFの活動報告と予定の報告
- (7) 次回常任委員会の開催日時・会場について
次回常任委員会は、2008年5月20日午後4時よりJPF事務局において開催することとした。
- (8) ジャワ島地震被災者支援にかかる事業計画の追加募集について
事務局より、ジャワ島地震被災者支援にかかる残余金額の説明がなされた。協議の結果、募集期間を設定したうえで、事業申請の追加募集を行うこととした。

以上